

介護老人福祉施設 玉成苑 料金表

令和7年4月1日現在

1、介護サービス費(1日あたりの金額)

| 項目 | 単位数 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 内容 |
|------|-----|--------|--------|--------|---|
| 要介護1 | 670 | 707円 | 1,413円 | 2,119円 | ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I)要介護度に応じた基本額が設定される。 |
| 要介護2 | 740 | 780円 | 1,560円 | 2,340円 | |
| 要介護3 | 815 | 859円 | 1,718円 | 2,577円 | |
| 要介護4 | 886 | 934円 | 1,868円 | 2,802円 | |
| 要介護5 | 955 | 1,007円 | 2,013円 | 3,020円 | |

2、介護職員等処遇改善加算

| | |
|-------------------------------------|--|
| 介護職員等処遇改善加算(I) | 介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.14を計算した単位数が加算される。 |
| 介護職員等処遇改善加算(II) | 介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.136を計算した単位数が加算される。 |
| 介護職員等処遇改善加算(III) | 介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.113を計算した単位数が加算される。 |
| 介護職員等処遇改善加算(IV) | 介護職員等の賃金改善分として、介護サービス費+算定要件を満たした加算に×0.09を計算した単位数が加算される。 |
| 介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14) ※令和6年度末まで | 現行の3加算の取得状況に基づく加算率 |

3、その他加算(※算定要件を満たした場合に加算されます)

| 項目 | 単位数 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 内容 |
|--------------------------|-----|------|------|------|---|
| 初期加算 | 30 | 32円 | 64円 | 95円 | 入居した日から起算して30日以内の期間について算定する。30日を超える病院又は診療所への入院後に再入所した場合も同様とする。 ※当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者の場合は過去1月間とする)の間に、当該指定介護老人福祉施設に入所したことがない場合に限る。 |
| 日常生活継続支援加算(II) ※ユニット型 | 46 | 49円 | 97円 | 146円 | (1)ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。 (2)次のいずれかに該当すること ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 ・算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者(※)の占める割合が65%以上であること。 (※)日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の15%以上であること。 (3)介護福祉士の数が、常勤換算法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし次のいずれにも該当する場合は7又はその端数を増すごとに1以上であること。 ・業務の効率化及び質の向上又は職員の負担軽減に資する機器(以下「介護機器」)を複数種類使用していること。 ・介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同してアセスメント及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。 ・介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護専門支援員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。 a.入所者の安全及びケアの質の確保 b.職員の負担の軽減及び勤務状況への確保 c.介護機器の定期的な点検 d.介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 |
| 夜勤職員配置加算(II)□ ※ユニット型 | 18 | 19円 | 38円 | 57円 | 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合。 |

| | | | | | |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--|
| 看護体制加算(Ⅰ)口 | 4 | 5円 | 9円 | 13円 | 常勤の看護師を1名以上配置していること。 |
| 看護体制加算(Ⅱ)口 | 8 | 9円 | 17円 | 26円 | 看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。 |
| 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) | 50/月 | 53円 | 106円 | 159円 | (Ⅰ)の条件に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 12 | 13円 | 26円 | 38円 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合。 |
| 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 20/月 | 22円 | 43円 | 64円 | 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。 |
| 自立支援促進加算 | 280/月 | 296円 | 591円 | 886円 | 次のいずれにも適合すること。 イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行い、その後少なくとも6月に1回医学的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な促進のために必要な情報を活用していること。 ロ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ニ 医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。 |
| 療養食加算 | 6/回 | 7円 | 13円 | 19円 | 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したとき。 ※1日につき3回を限度。 |
| 安全対策体制加算 | 20/回 | 22円 | 43円 | 64円 | 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。 ※入所時に1回を限度として算定。 |
| 協力医療機関連携加算 | | | | | |
| 令和7年度から | 50/月 | 53円 | 106円 | 159円 | |
| 看取り介護加算Ⅰ(1日につき) | | | | | |
| ご逝去日以前31日から45日 | 72 | 76円 | 152円 | 228円 | ・常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取りに関する方針を定め、入所の際に入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ・医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行うこと。 ・看取りに関する職員研修を行っていること。 ・看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。 ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者であること。 |
| ご逝去日以前4日から30日 | 144 | 152円 | 304円 | 456円 | ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けたうえで、同意している者を含む。)であること。 |
| ご逝去日の前日及び前々日 | 680 | 717円 | 1,434円 | 2,151円 | ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている者を含む。)であること。 |
| ご逝去日当日 | 1,280 | 1,350円 | 2,699円 | 4,048円 | |

☆負担割合の1割・2割・3割については「介護保険負担割合証」をご確認ください。

4.食費・居住費(1日あたりの金額)

| | | | | | | | |
|------------|---------|------|------|------|------|---|------|
| 食事に係る自己負担額 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | | 第4段階 | 1食あたりの金額 朝食 410円 昼食 490円 おやつ80円 夕食 490円 | |
| | | | ① | ② | | | |
| | | | 300円 | 390円 | | | 650円 |
| 居室に係る自己負担額 | ユニット型個室 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 | | | 第4段階 |
| | | | | ① | ② | | |
| | | | | 880円 | 880円 | | |

| 項目 | 金額 | 内容 |
|----------|------------------------|--|
| 貴重品管理費 | 1か月 1,000円 | 保険証等・印鑑・預かり金等を保管管理します。 |
| 日用品費 | 実費 | 原則、ご家族で必要な日用品を揃えていただきます。 |
| 健康管理費 | 実費 | インフルエンザ予防接種等に係る費用をいただきます。 |
| 医療材料費 | 実費 | 特別な疾病にかかる医療材料のうち、医療保険の対象とならないものについては費用をご負担いただきます。 |
| 教養娯楽費 | 材料実費 | 個別に希望するクラブ活動に参加した場合に実費をいただきます。 |
| 理美容代費 | カット 1,980円 | 利用時にいただきます。 |
| | カラー 4,400円 | |
| 家電持込使用料 | 1日(1台につき) 10円 | ご入所者所有の家電製品を室内で使用する場合、ご負担いただきます。 |
| クリーニング代 | 実費 | 施設の洗濯機で洗濯できない物に関しては、外注のクリーニング代をいただきます。 |
| 通院送迎費 ☆1 | 1kmあたり 20円 | 協力医療機関よりも遠方の医療機関への入院や受診について、施設の車両で送迎した場合にいただきます。 |
| | 高速道路・有料駐車場 実費 | |
| | 18:00~9:00まで ☆2 実費 | |
| 外出等の付添費 | 交通費 実費 | ご入居者の希望・選択に基づく依頼により当施設職員が付き添う場合、交通費の実費と付添いにかかる費用をいただきます。 |
| | 付き添い費(1時間あたり) 2,000円 | |
| | 1時間を超えた場合30分あたり 1,000円 | |

☆1 通院送迎費について:当施設の協力医療機関である横須賀共済病院(4.75km)を超える距離につきましては1kmあたり20円かかります。

| 送迎代が無料となる医療機関 | 例)送迎代が実費となる医療機関(片道の金額) | |
|--|------------------------|------|
| 横須賀共済病院、横浜南共済病院、湘南病院 | 金沢病院、衣笠病院 | 20円 |
| うわまち病院、聖ヨゼフ病院、神奈川歯科大学付属病院、汐入メンタルクリニック | 若草病院、金沢文庫病院、いそがい眼科 | 40円 |
| 里見腎泌尿器科、田浦内科クリニック、秋澤医院、黒坂医院、横須賀中央眼科 | こじま脳神経外科 | 60円 |
| ザ・タワーくまさん整形外科、ふくおか泌尿器科、さくら皮膚科、横須賀自衛隊病院 | 横浜市大病院 | 80円 |
| ナーブケアクリニック、倉田耳鼻咽喉科、こもれび皮膚科、佐々木Kクリニック | よこすか浦賀病院 | 100円 |
| 救急医療センター、上野眼科、すぎもとクリニック、若松クリニック 等 | 久里浜医療センター | 200円 |

☆2 勤務時間外や夜間帯(概ね18:00~9:00の間)に緊急受診する場合又は医療機関から帰苑することとなった場合には、通院送迎費を実費(1回2,000円)にていただきます。
なお、医療機関から帰苑する場合、状況により施設の車両が使用できない時には、外部事業所の車両を使用していただくことがあります。(有料)

1ヶ月(31日間)の費用の目安

| 負担割合証 1割の方 | | | | | |
|------------|----|-----------------|------------|----------|----------|
| 介護度 | 段階 | 基本サービス費 +加算額 | 食費・ 居住費 | 合計 | |
| 要介護1 | 1 | 28,655円 | 36,580円 | 65,235円 | |
| | 2 | | 39,370円 | 68,025円 | |
| | 3 | | ① | 62,620円 | 91,275円 |
| | | | ② | 84,630円 | 113,285円 |
| | 4 | | 127,100円 | 155,755円 | |
| 要介護2 | 1 | 31,262円 | 36,580円 | 67,842円 | |
| | 2 | | 39,370円 | 70,632円 | |
| | 3 | | ① | 62,620円 | 93,882円 |
| | | | ② | 84,630円 | 115,892円 |
| | 4 | | 127,100円 | 158,362円 | |
| 要介護3 | 1 | 34,056円 | 36,580円 | 70,636円 | |
| | 2 | | 39,370円 | 73,426円 | |
| | 3 | | ① | 62,620円 | 96,676円 |
| | | | ② | 84,630円 | 118,686円 |
| | 4 | | 127,100円 | 161,156円 | |
| 要介護4 | 1 | 36,700円 | 36,580円 | 73,280円 | |
| | 2 | | 39,370円 | 76,070円 | |
| | 3 | | ① | 62,620円 | 99,320円 |
| | | | ② | 84,630円 | 121,330円 |
| | 4 | | 127,100円 | 163,800円 | |
| 要介護5 | 1 | 39,271円 | 36,580円 | 75,851円 | |
| | 2 | | 39,370円 | 78,641円 | |
| | 3 | | ① | 62,620円 | 101,891円 |
| | | | ② | 84,630円 | 123,901円 |
| | 4 | | 127,100円 | 166,371円 | |

| 負担割合証 2割の方 | | | | |
|------------|----|-----------------|------------|----------|
| 介護度 | 段階 | 基本サービス費 +加算額 | 食費・ 居住費 | 合計 |
| 要介護1 | 4 | 57,310円 | 127,100円 | 184,410円 |
| 要介護2 | 4 | 62,524円 | 127,100円 | 189,624円 |
| 要介護3 | 4 | 68,112円 | 127,100円 | 195,212円 |
| 要介護4 | 4 | 73,401円 | 127,100円 | 200,501円 |
| 要介護5 | 4 | 78,541円 | 127,100円 | 205,641円 |

| 負担割合証 3割の方 | | | | |
|------------|----|-----------------|------------|----------|
| 介護度 | 段階 | 基本サービス費 +加算額 | 食費・ 居住費 | 合計 |
| 要介護1 | 4 | 85,964円 | 127,100円 | 213,064円 |
| 要介護2 | 4 | 93,787円 | 127,100円 | 220,887円 |
| 要介護3 | 4 | 102,167円 | 127,100円 | 229,267円 |
| 要介護4 | 4 | 110,101円 | 127,100円 | 237,201円 |
| 要介護5 | 4 | 117,812円 | 127,100円 | 244,912円 |

- ・概算表となりますので、おおよその金額となります。(1単位:10.54円)
- ・概算表には「3、その他のサービス」が含まれていませんので、おおよそ別途3,000~5,000円の負担が必要となります。